

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 作成の手引き

(土壌汚染対策法第4条第1項関係)

和歌山県環境管理課

令和4年8月

■お問い合わせ先

連絡先	電話番号
和歌山県庁 環境管理課 ※届出書提出窓口はP5をご参照ください。	073-441-2683
海南保健所 衛生環境課	073-483-8825
岩出保健所 衛生環境課	0736-61-0048
橋本保健所 衛生環境課	0736-42-5443
湯浅保健所 衛生環境課	0737-64-1293
御坊保健所 衛生環境課	0738-24-3617
田辺保健所 衛生環境課	0739-26-7934
新宮保健所 衛生環境課	0735-21-9631
新宮保健所串本支所 保健環境課	0735-72-0525

■注意事項

土地の形質の変更を行う土地の所在地が「和歌山市」内である場合、届出先は和歌山市環境政策課です。

また、届出書の作成について本手引き書に記載されている内容と取扱いが異なる場合がありますので、別途和歌山市環境政策課へ確認してください。

連絡先：和歌山市環境政策課（073-435-1114）

目次

一定の規模以上の土地の形質の変更届出について

(1) 制度について	1
(2) 土地の形質の変更とは.....	1
(3) 掘削と盛土の別について.....	1
(4) 届出について.....	5
届出書の提出について	5
届出の必要性の確認について.....	5
一体とみなされる工事の総面積の考え方について	7
届出とその後の流れ（届出者＝土地の所有者等の場合）	8
届出とその後の流れ（届出者≠土地の所有者等の場合）	9

届出書の作成について

(1) 提出書類一覧表	10
(2) 書類作成上の注意事項についてのチェックリスト.....	11
(3) よくある誤りについて.....	12
(4) 必要書類毎の個別の記載例・注意事項等	
届出書（様式6）	13
位置図.....	15
平面図.....	17
断面図.....	19
地番表.....	21
地番図.....	23
土地の所有者等の所在を明らかにする書面について.....	24

一定の規模以上の土地の形質変更届出について

(1) 制度について

- ▶ 土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う際には、着手する30日前までに届出が必要です。

【☞提出先はP5を確認してください。】

(※有害物質使用特定施設が現に設置されている工場又は事業場の土地において土地の形質の変更を行う場合は、900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出が必要です。)

- ▶ 届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第66条第2号の規定により、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。

(2) 土地の形質の変更について

- ▶ 土地の形質の変更とは土地の形状を変更する行為全般をいいます。
(盛土高や掘削深度に関わらず土地の形質の変更になります。)

要 確 認

この手引きでは、土地の形質の変更を、便宜上、『盛土』と『掘削』に大別して記載しています。

【盛土に該当する土地の形質の変更】

土壌の仮置き、再生土・改良土・再生砕石の埋立てや堆積、アスファルト舗装等

【掘削に該当する土地の形質の変更】

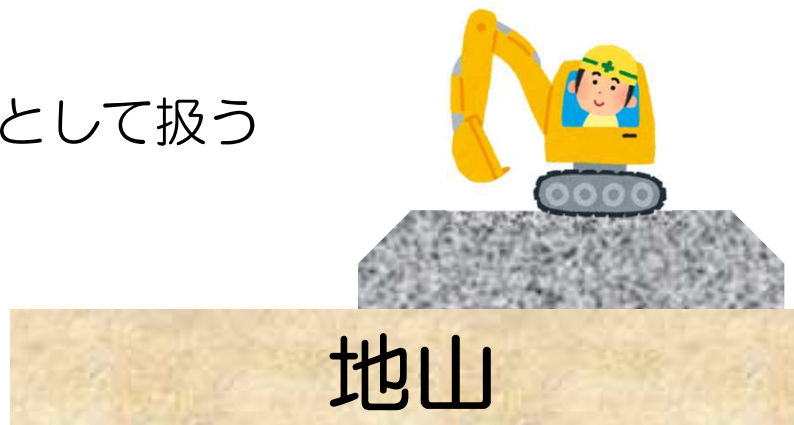
掘削、舗装の剥ぎ取り、草木の伐根、造成、押土、整地、基礎杭の打設等

(3) 「掘削」と「盛土」の別について

- ▶ 土地の形質の変更として行う行為が、「掘削」又は「盛土」のいずれに該当するかを、次ページ以降の内容を目安に判断してください。判断に迷う場合は、あらかじめ環境管理課又は各保健所に確認してください。
- ▶ 平面図の記載で「掘削」と「盛土」の範囲が誤って記載されている場合は、図面等の修正をしていただくことになります。

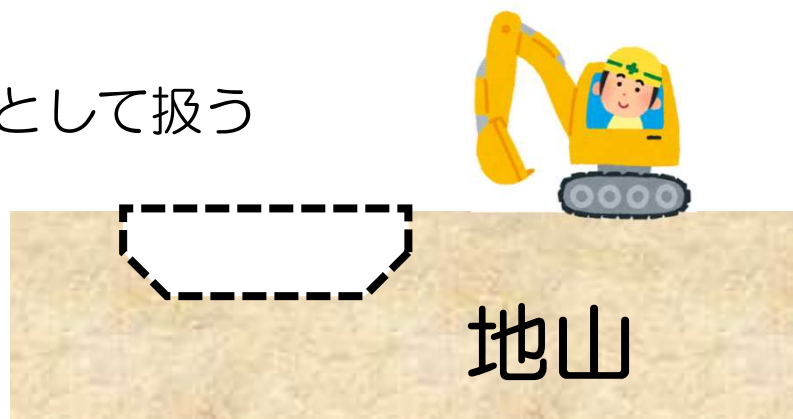
①盛土

→「盛土」として扱う



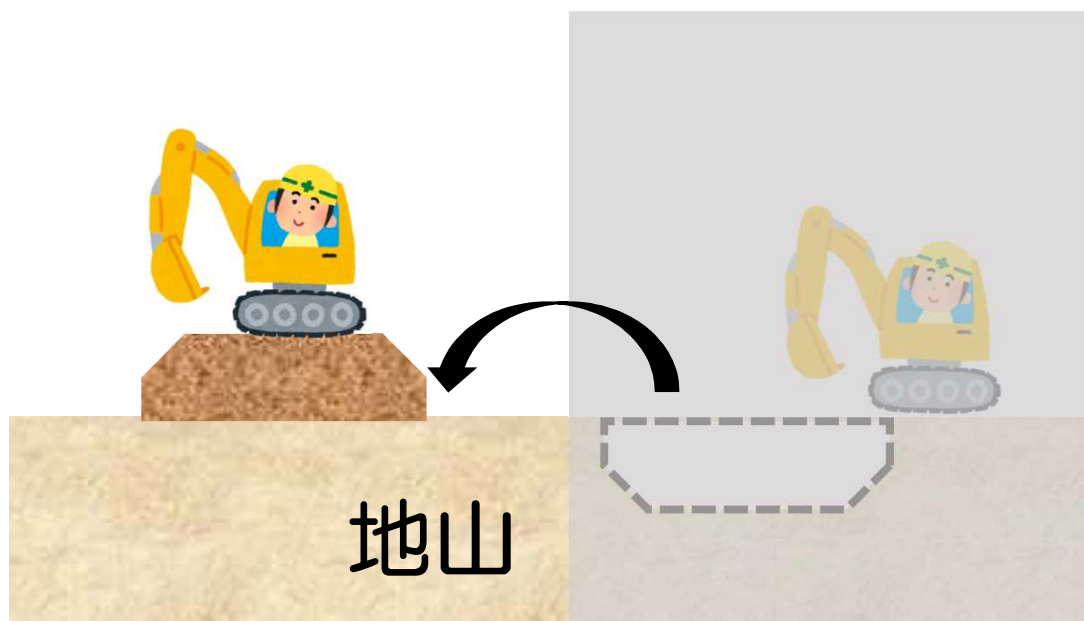
②掘削

→「掘削」として扱う



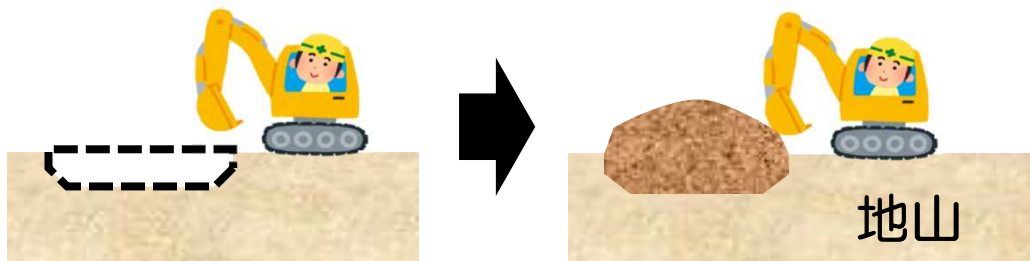
③掘削した土壌の仮置き

→「盛土」として扱う

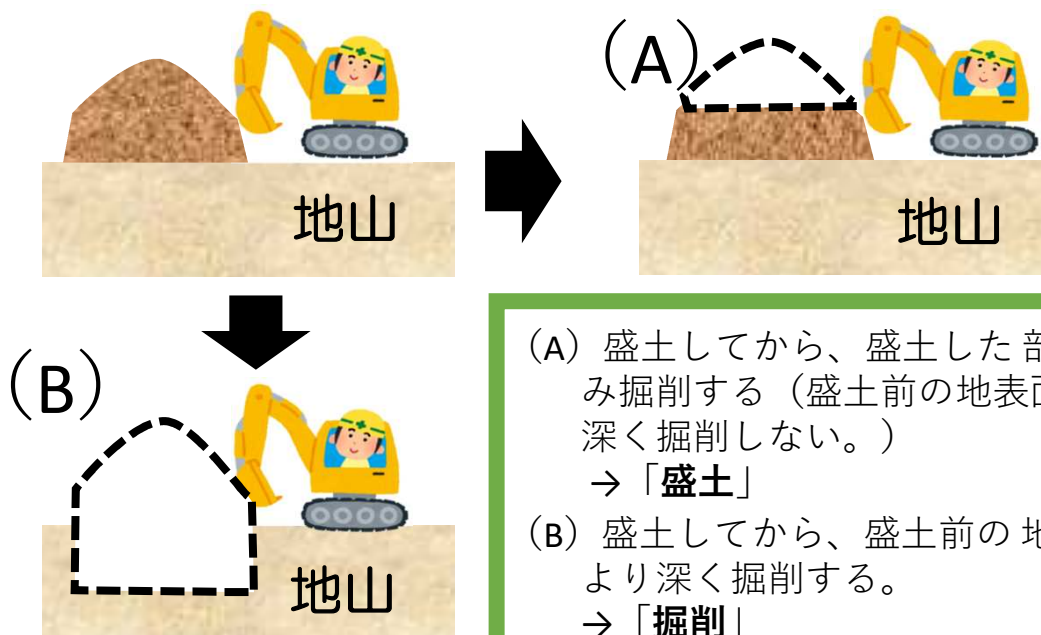


④掘削と盛土の両方を行う

掘削してから盛土を行う場合 → 「掘削」として扱う



盛土してから掘削を行う場合



⑤舗装やコンクリートの剥ぎ取り

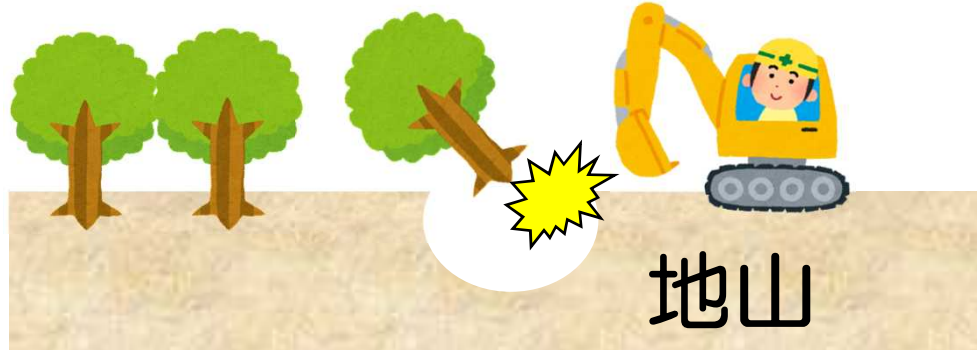
→ 「掘削」として扱う



※剥ぎ取る舗装部が原地盤（図中の地山）に直接接しておらず、剥ぎ取った舗装部に土壌が全く付着しない場合は土地の形質変更に該当しません。

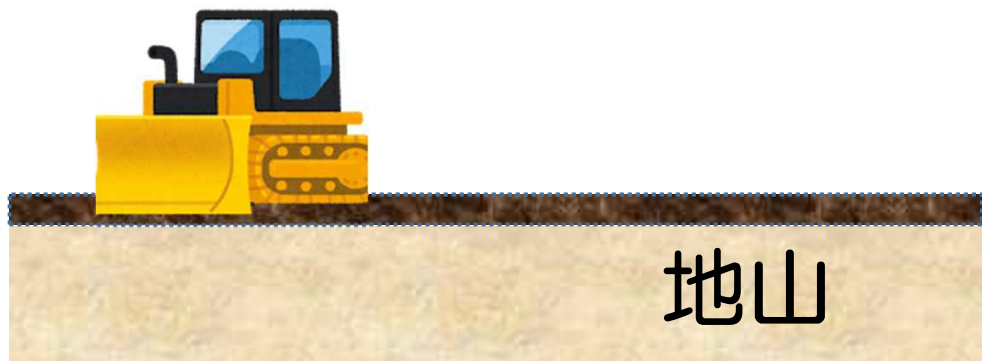
⑥草木の伐根

→「掘削」として扱う



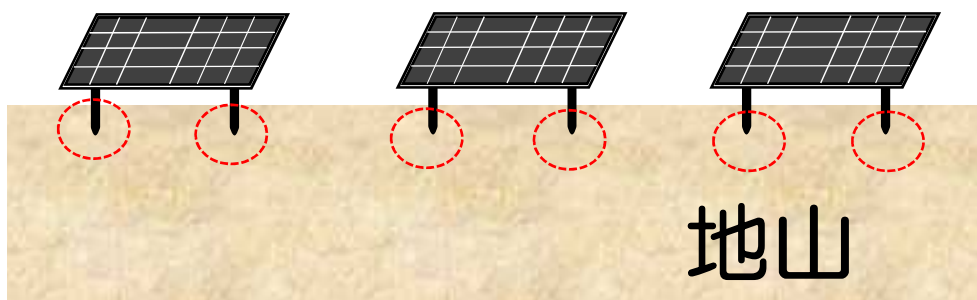
⑦造成、押土、整地

→「掘削」として扱う



⑧太陽光パネルや建物の基礎杭の打込み、
電柱・標識の設置等

→「掘削」として扱う



(4) 届出について

届出の提出について

「誰 が」→ 工事の発注者と受注者では発注者が届出義務者となります。

「いつまでに」→ 土地の形質の変更着手予定日の30日前までです。

「何を」→ P10 の提出書類一覧表を確認してください。

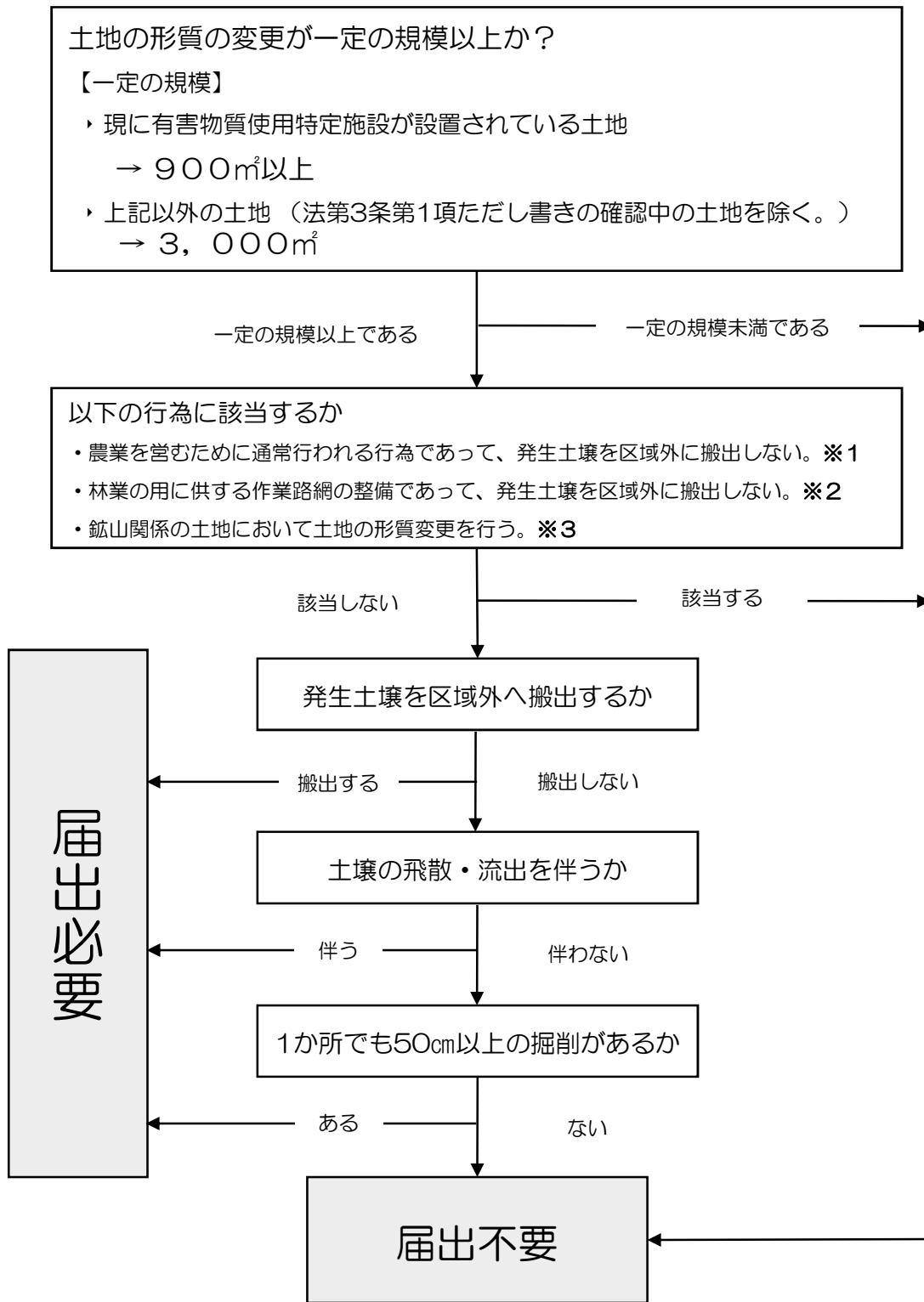
「どこに」→ 土地の形質の変更をする土地の所在地を管轄する保健所
(下表)

土地の形質の変更をする土地の所在地	保健所・部署・連絡先
海南市、紀美野町	海南保健所 衛生環境課 TEL：073-483-8825
岩出市、紀の川市	岩出保健所 衛生環境課 TEL：0736-61-0048
橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	橋本保健所 衛生環境課 TEL：0736-42-5443
有田市、有田川町、湯浅町、広川町	湯浅保健所 衛生環境課 TEL：0737-64-1293
御坊市、由良町、日高町、日高川町、 美浜町、印南町	御坊保健所 衛生環境課 TEL：0738-24-3617
田辺市、みなべ町、上富田町、 白浜町、すさみ町	田辺保健所 衛生環境課 TEL：0739-26-7934
新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村	新宮保健所 衛生環境課 TEL：0735-21-9631
串本町、古座川町	新宮保健所串本支所 保健環境課 TEL：0735-72-0525

注意事項 土地の形質の変更をする土地の所在地が和歌山市の場合は、
和歌山市役所環境政策課（電話番号：073-435-1114）にご相談願います。

届出の必要性の確認について

実施する土地の形質の変更が、届出対象であるについては、次ページのフロー図
で確認してください。



- ※1 農地等での耕起、収穫等は届出不要です。
新たに農地を造成するため土木工事に伴う土地の形質変更は届出が必要です。
- ※2 ①木材の搬出時期や労務の投入時期等により30日前に着手する日が決まるものではない、②区域外への土壌の搬出がない、③掘削が帯水層に接しない場合に該当します。
- ※3 鉱山関係の土地とは、鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山及び鉱山の敷地であった土地（鉱山保安法により鉱害防止措置が実施されているものに限る。）が該当します。

一体と見なされる工事の総面積の考え方について

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積で届出の要否を判断することになります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。



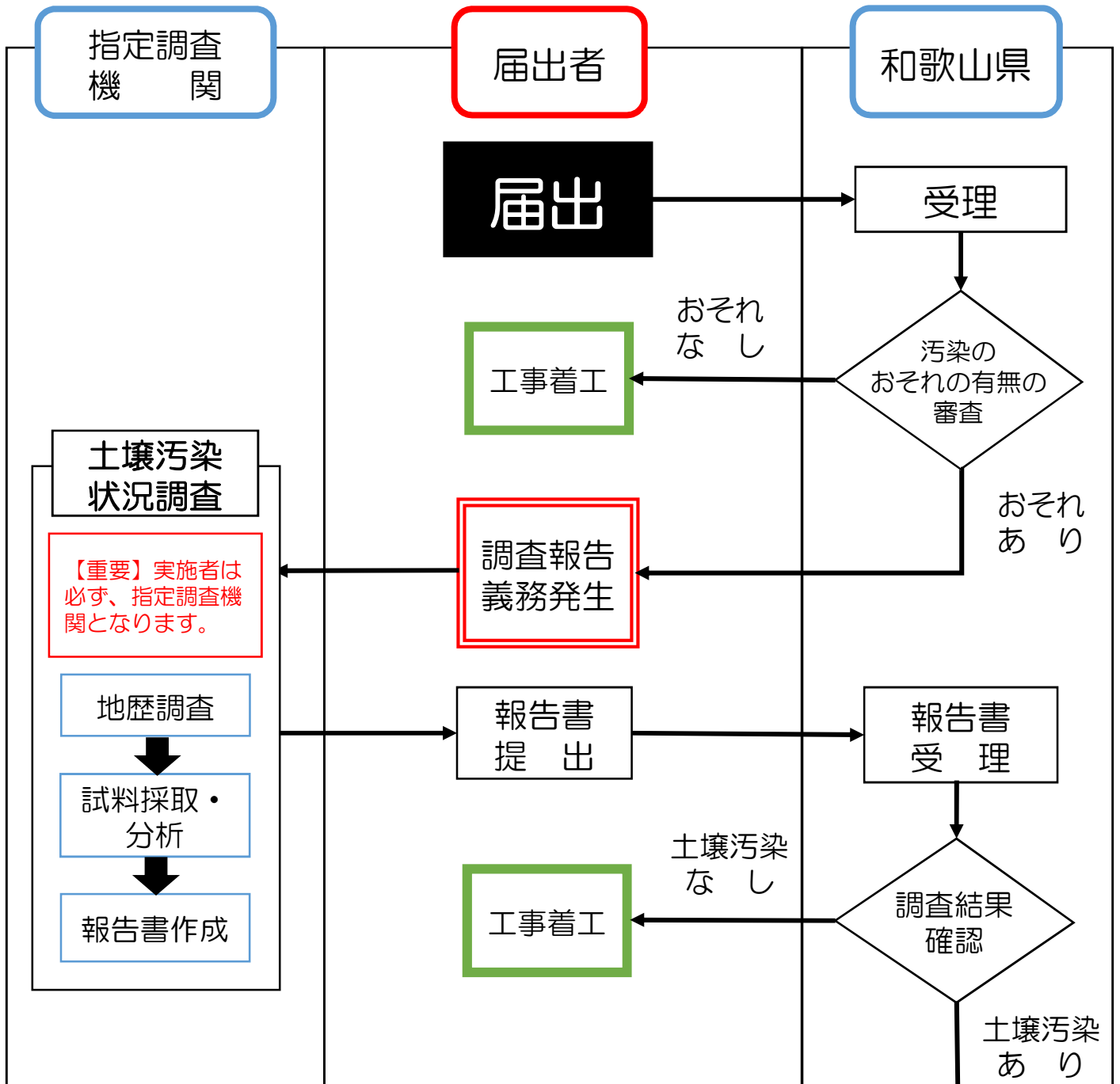
上図の場合、1～3期工事はそれぞれ単体では面積要件、深さの要件に該当しない。しかし、総面積が4,700m²、最大深さが2.0mであり、1～3期工事が一体の工事とみなされる場合は、いずれの工事にも届出が必要となる。

届出後の流れについて

届出後の流れについては次ページの図を確認してください。

届出者が土地の所有者等である場合と、土地の所有者等でない場合とで、内容が異なりますので、ご注意ください。

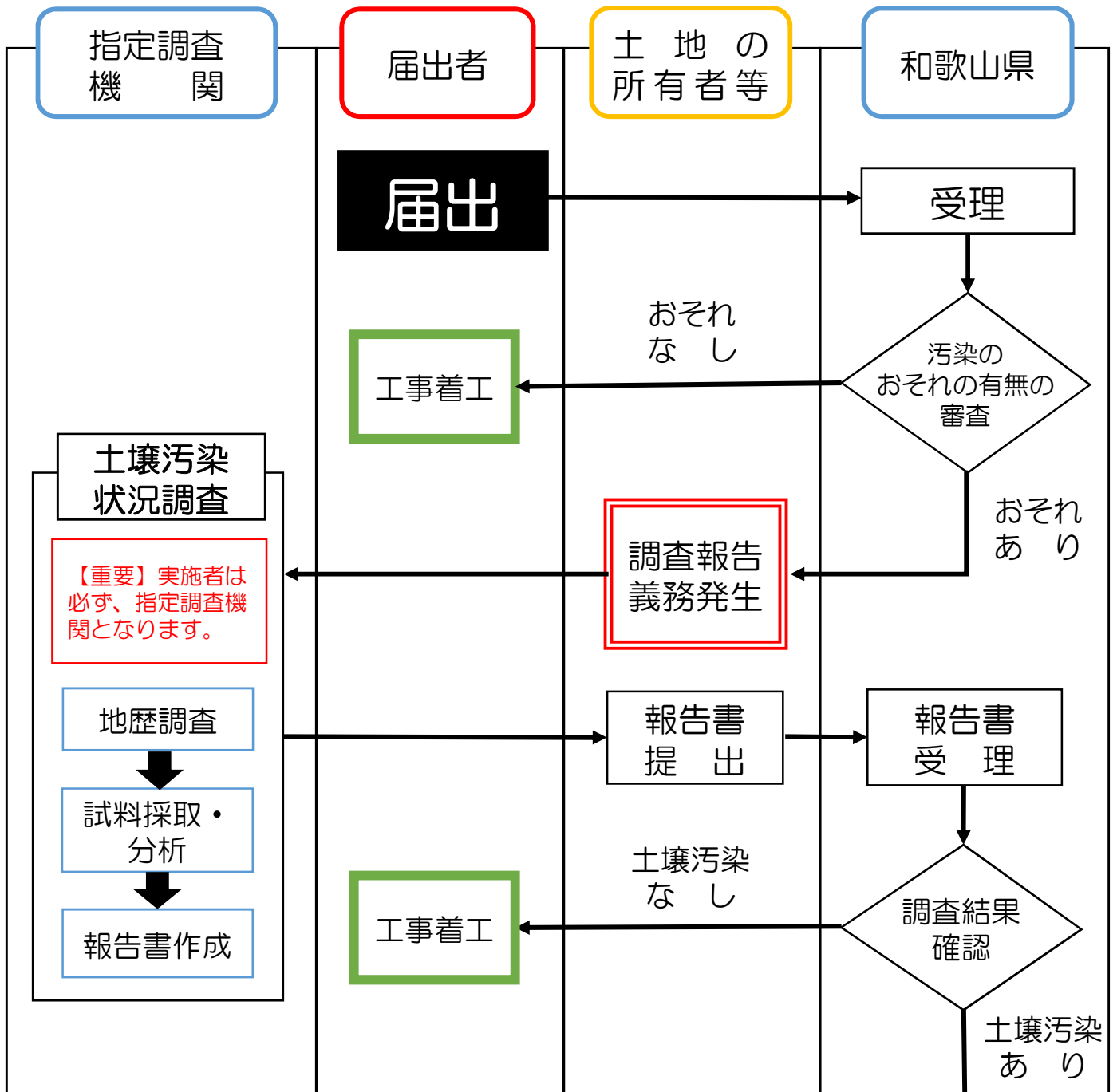
届出後の流れ (届出者＝土地の所有者等の場合)



区域指定

- 土壌汚染状況調査で汚染が確認された土地には区域指定を行います。
- 区域指定は、土壌汚染によって周囲に人の健康被害を生じさせるおそれがあるかどうかで、「形質変更時要届出区域」か「要措置区域」のいずれかに指定されます。
- 「形質変更時要届出区域」に指定された場合には工事や区域外への搬出について事前に届出が必要となり、「要措置区域」に指定された場合には原則工事は実施できず、土地所有者等に土壌汚染の除去等の措置の実施義務が発生します。

届出後の流れ (届出者≠土地の所有者等の場合)



区域指定

- 土壌汚染状況調査で汚染が確認された土地には区域指定を行います。
- 区域指定は、土壌汚染によって周囲に人の健康被害を生じさせるおそれがあるかどうかで、「形質変更時要届出区域」か「要措置区域」のいずれかに指定されます。
- 「形質変更時要届出区域」に指定された場合には工事や区域外への搬出について事前に届出が必要となり、「要措置区域」に指定された場合には原則工事は実施できず、土地所有者等に土壌汚染の除去等の措置の実施義務が発生します。

届出書の作成について

(1) 提出書類一覧表

届出には以下の書類が必要です。P12 以降の記載例を参考に作成してください。

書類の種類	提出書類	チェック
届出書	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）	<input type="checkbox"/>
添付書類	位置図	<input type="checkbox"/>
	平面図	<input type="checkbox"/>
	断面図及び立面図	<input type="checkbox"/>
	地番表	<input type="checkbox"/>
	地番図	<input type="checkbox"/>
	地図又は地図に準ずる図面の写し	<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書その他の土地の所有者等の所在が明らかとなる書面	<input type="checkbox"/>

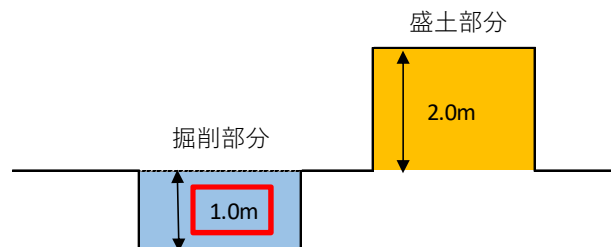
(2) 書類作成上の注意事項についてのチェックリスト

提出書類	注意事項	チェック
届出書	【記載例は P13・14】	
	届出日は土地の形質の変更の着手予定日の30日前までの日付である。	<input type="checkbox"/>
	土地の形質の変更の対象となる土地の面積は、平面図に記載した土地の形質の変更の総面積と相違ない。	<input type="checkbox"/>
	土地の形質の変更に係る部分の深さは、最も深く掘削をする深さであり、断面図に記載された深さと相違ない。	<input type="checkbox"/>
位置図	【記載例は P15・16】	
	土地の形質の変更の範囲を着色等により、明確にしている。	<input type="checkbox"/>
平面図	【記載例は P17・18】	
	土地の形質の変更の範囲を着色等により、明確にしている。	<input type="checkbox"/>
	掘削と盛土の範囲をそれぞれ区別して記載している。	<input type="checkbox"/>
	掘削と盛土の範囲について、別紙「掘削か盛土かの判断について」にのっとり、それぞれ区別して記載している。	<input type="checkbox"/>
	土地の形質の変更の総面積、掘削面積及び盛土面積をそれぞれ記載している。	<input type="checkbox"/>
	断面図の位置を明示している。	<input type="checkbox"/>

断面図	【記載例は 19・20】	
	図中に、土地の形質の変更のうち最も深く掘削する範囲を記載している。	<input type="checkbox"/>
	土地の形質の変更のうち最も深く掘削する範囲を明示している。	<input type="checkbox"/>
地番表	【記載例は P21・22】	
	土地の形質の変更の対象となる土地の所有者等を全て記載している。	<input type="checkbox"/>
	地番がない土地（法定外公共物の里道・水路や道路法の適用を受ける道路、河川法の適用を受ける河川等）についても記載している。	<input type="checkbox"/>
地番図	【記載例は P23】	
	（地図に準ずる図面がない場合） 地図を重ね合わせ、実際の土地の配置を反映している。	<input type="checkbox"/>
	（地図に準ずる図面がある場合） 当該図面の内容を踏まえ、実際の土地の配置を反映している。 土地の形質の変更の範囲を着色等により、明確にしている。	<input type="checkbox"/>
地図又は地図に準ずる図面の写し		
	法務局から取得したおよそ3ヶ月以内であり、最新の情報を反映したものである。	<input type="checkbox"/>
	土地の形質の変更範囲をすべて含んでいる。	<input type="checkbox"/>
登記事項証明書その他の土地所有者等の所在が明らかとなる書面 【注意事項・書面の具体例は P24】		
	全ての土地について、土地所有者等の所在が明らかになる書面がある。	<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書に記載されている土地所有者が実際の土地所有者でない場合には、 <u>登記事項証明書以外の書面</u> で、実際の土地所有者が明らかにしている。	<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書は、およそ3ヶ月以内に法務局から取得したものであり、最新の情報を記載している。	<input type="checkbox"/>
	【重要】土地所有者等について 土地の所有者等とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権限を有し、調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるもので、通常は土地の所有者が該当します。	

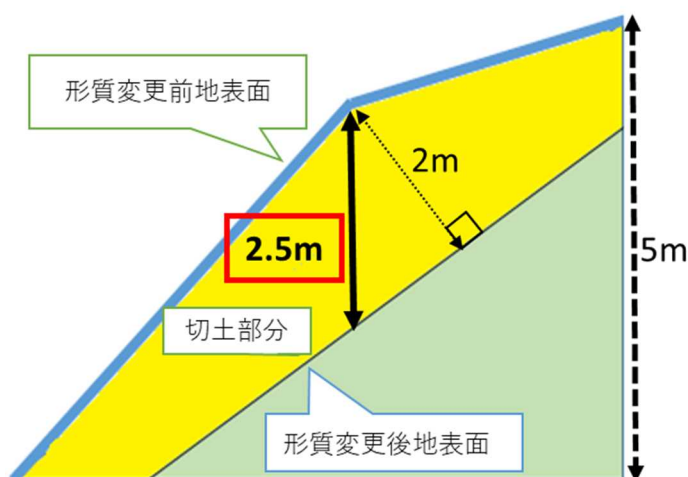
(3) よくある誤りについて

- 断面図において、最大深さの位置が盛土部分になっている。
→最大深さは、掘削部の深さを記載してください。



左図では、「掘削」部分の「1.0m」が最大深さになる。

- 斜面の土地の形質の変更で、最大深さが鉛直方向の深さにっていない。
→下図のとおり最大深さを記載してください。



左図では、「鉛直方向」に形質変更前後の地表面の差が最大となる「2.5m」が最大深さとなる。

- 地番のない土地（地図又は地図に準ずる図面の「道」や「水」）が地番表に記載されていない。また、その土地における土地の所有者等が明らかになっていない。
→土地の所有者等となる者を確認して記載してください。
- 登記事項証明書に記載されている土地所有者が死亡・土地の売買のため、実際の土地の所有者と異なる。
→実際の土地の所有者等の所在を明らかにする書面を提出してください。

(4) 必要書類毎の個別の記載例・注意事項等

次ページ以降を確認してください。

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和〇〇年 8月 31日

和歌山県知事 殿

届出者 ○〇県◇◇市△△111-2
株式会社●●
代表取締役 □□ □□

土壤汚染対策法 ^{第3条第7項} の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の

とおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	紀の川市〇〇9-1ほか6筆、水及び道 別紙「地番一覧表」参照	
土地の形質の変更の場所	紀の川市〇〇9-1ほか6筆、水及び道 別紙「位置図」参照	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積：4,000㎡ 最大深さ：10m	
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年10月1日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	/
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地にお いて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変 更をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	該当なし
	有害物質使用特定 施設の種類の	該当なし
	有害物質使用特定 施設の設置場所	該当なし
	特定有害物質の種 類	該当なし

連絡先	所属：株式会社●● 施設環境課 担当者氏名：〇〇 〇〇 電話番号：×××-×××-×××× メールアドレス：□□□□□@□□□. □□
-----	--

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

作成上の注意点

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和〇〇年 8月 31日

和歌山県知事 殿

届出者 ○〇県◇◇市△△111-2
株式会社●●
代表取締役 □□ □□

工事発注者
であるか？

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の

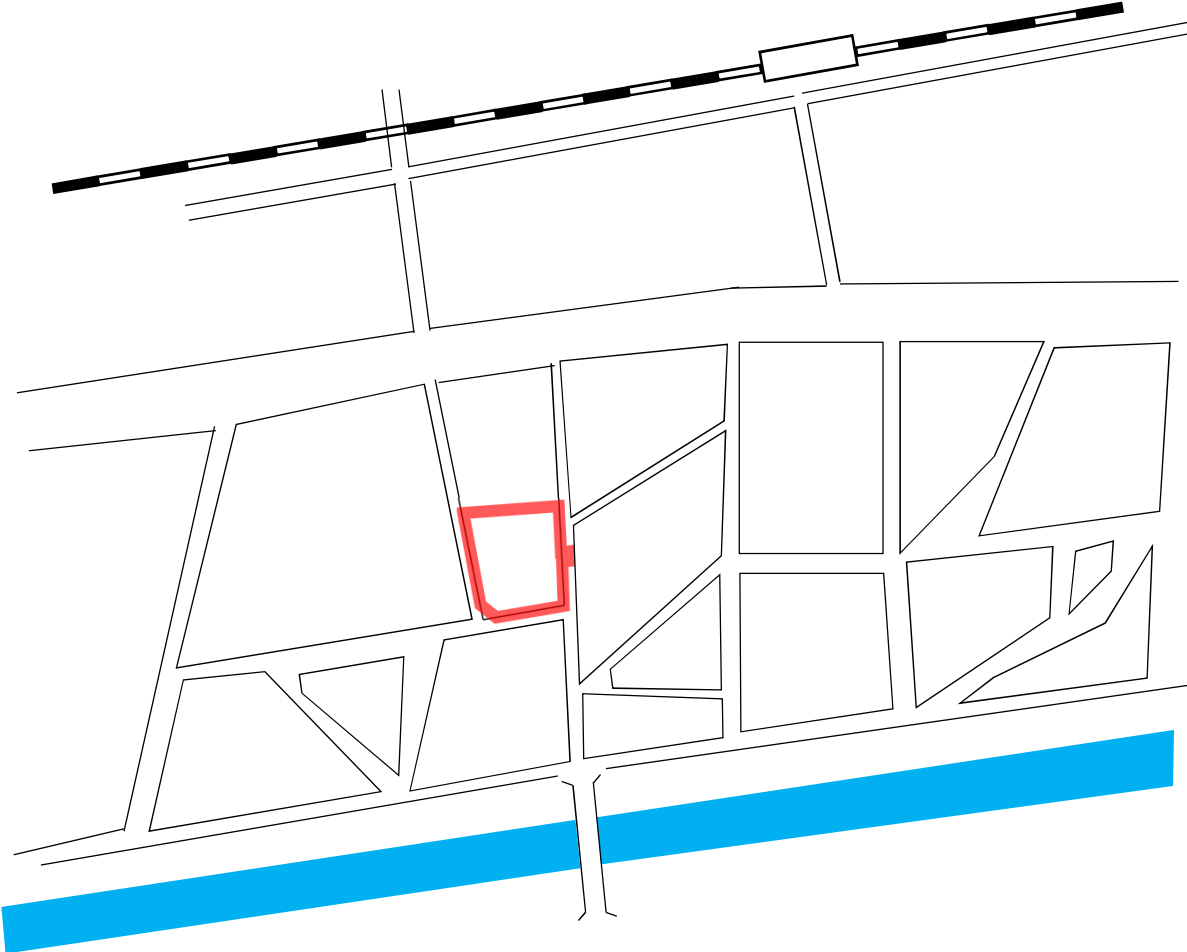
とおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	紀の川市〇〇9-1ほか6筆、水及び道別紙「地番一覧表」参照	
土地の	平面図に記載の面積と	紀の川市〇〇9-1ほか6筆、水及び道別紙「位置図」参照
土地の面積及びの深さ	断面図に記載した最大深さと一致しているか？	面積：4,000㎡ 最大深さ：10m
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年10月1日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	届出日と中30日以上空いた日付となっているか？
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	該当なし
	有害物質使用特定施設の種類の種類	該当なし
	有害物質使用特定施設の設置場所	該当なし
	特定有害物質の種類	該当なし

連絡先 所属：株式会社●● 施設環境課
担当者氏名：〇〇 〇〇
電話番号：×××-×××-××××
メールアドレス：□□□□□@□□□. □□

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

位置図（例）



和歌山県〇〇市

縮尺 1 : 〇〇〇〇

作成上の注意点

位置図（例）



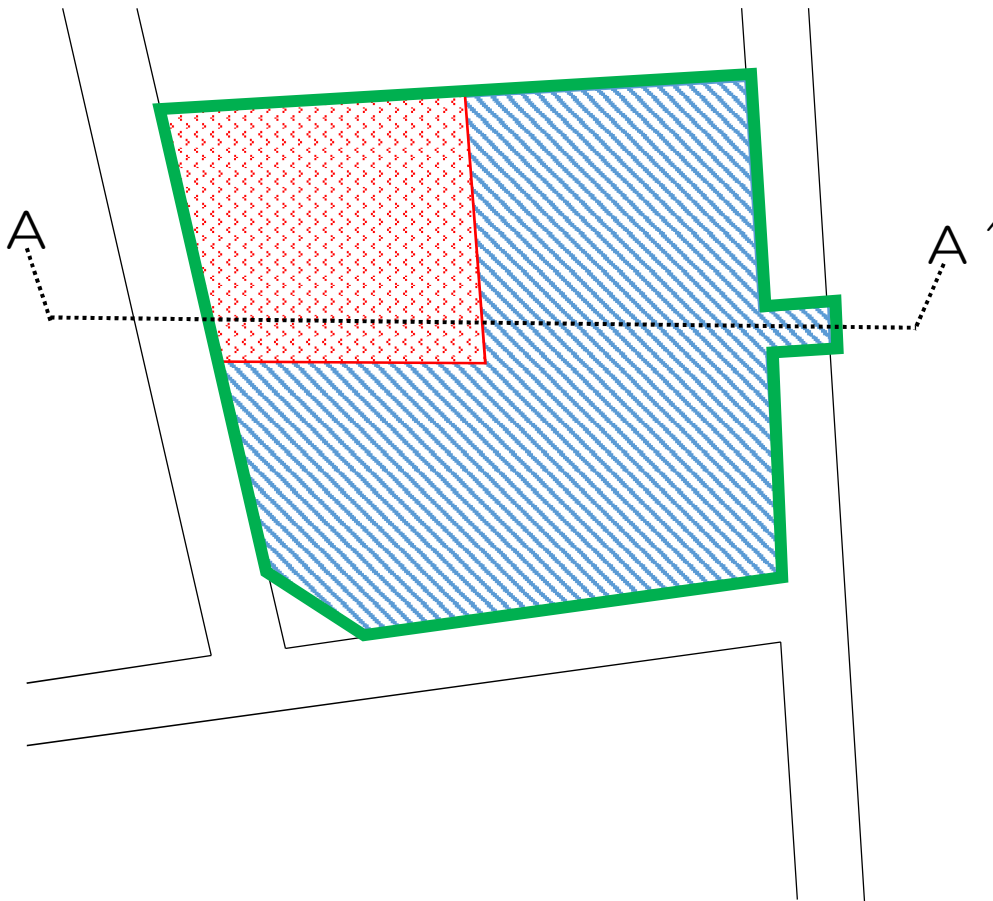
和歌山県〇〇市


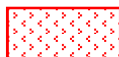


縮尺 1 : 〇〇〇〇

縮尺もなるべく記載してください。
1 : 25000程度が望ましい。

平面図（例）

市道
〇〇号線



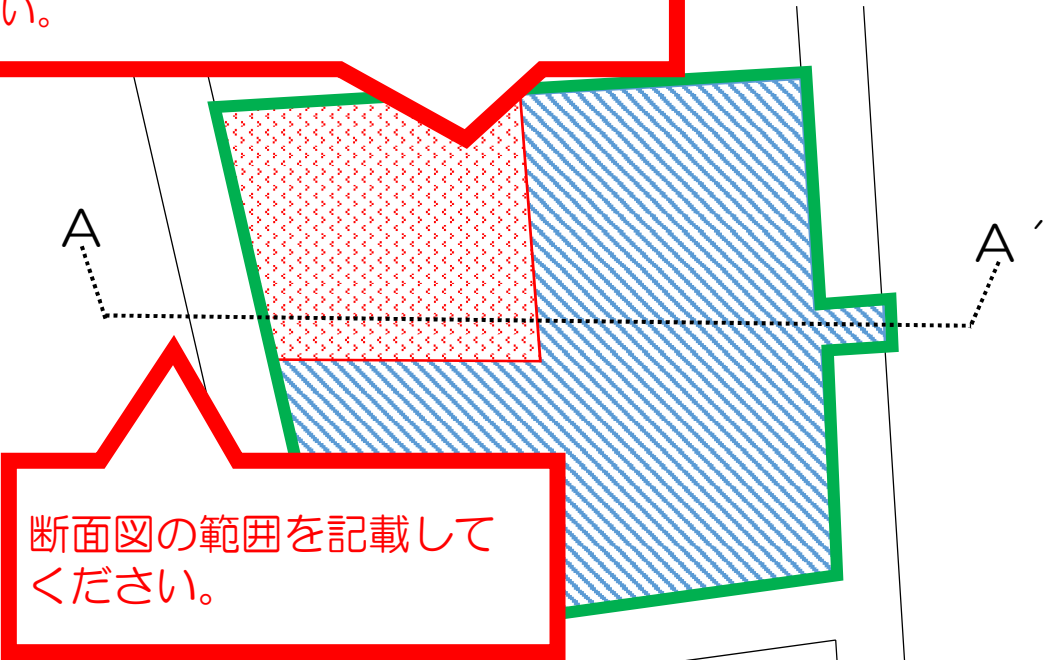
	土地の形質変更範囲	4,000m ²
内訳		盛土 1,000m ²
		掘削 3,000m ²
	断面図の位置	

作成上の注意点

平面図（例）





- 土地の形質変更範囲をマークしてください
- 掘削範囲と盛土範囲を区別して記載してください。

市道
〇〇号線

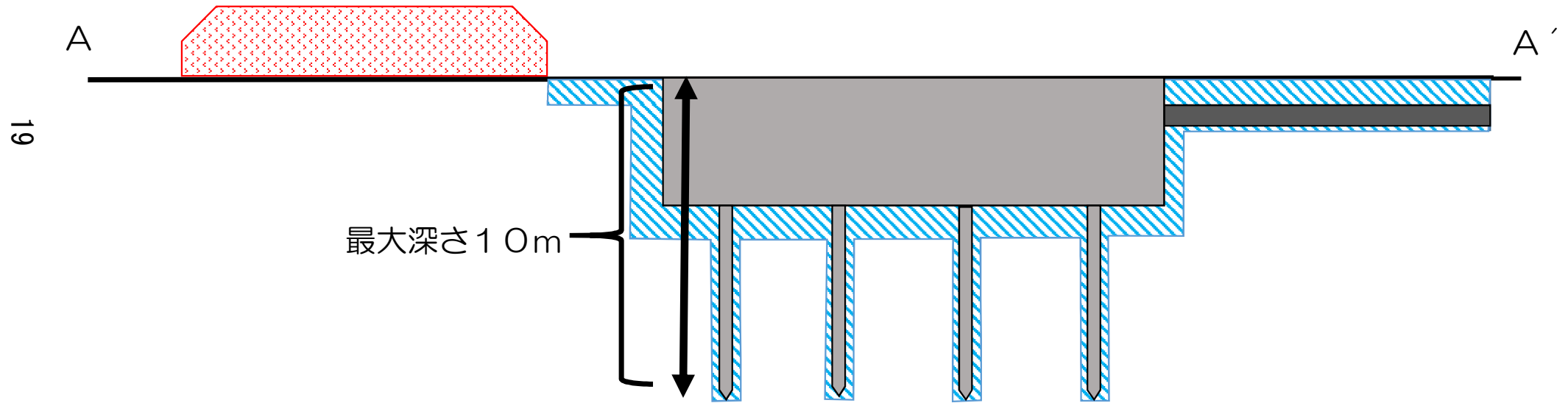


断面図の範囲を記載してください。

土地の形質変更の総面積、掘削、盛土の面積を記載してください。

	土地の形質変更範囲	4,000m ²
内訳		盛土 1,000m ²
		掘削 3,000m ²
	断面図の位置	

断面図 (例)



断面図作成の注意事項

仮置き・盛土

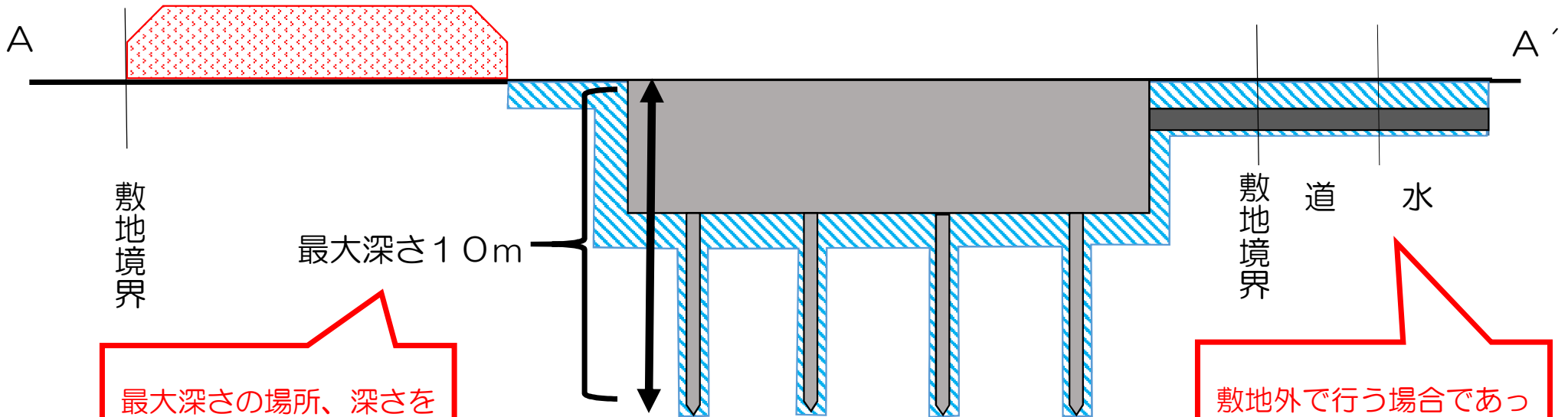
舗装直し・地下構造物・基礎杭の打設

地下配管等の埋設

平面図で
盛土範囲

平面図で
掘削範囲

20



最大深さの場所、深さを
必ず記載してください。

敷地外で行う場合であっ
ても、届出対象です。

地番表（例）

土地の所在地	土地の所有者等	土地の所有者等の住所
紀の川市〇〇9-1	那賀 一郎	紀の川市〇〇110
紀の川市〇〇9-2	粉河 太郎	紀の川市〇〇220
紀の川市〇〇10-1	打田 梅子	岩出市〇〇330
紀の川市〇〇10-2	桃山 花子	かつらぎ町〇〇440
紀の川市〇〇10-3	貴志川 次郎（持ち分 1/2） 貴志川 三郎（持ち分 1/4） 貴志川 史郎（持ち分 1/4）	紀の川市〇〇550 紀の川市〇〇550 大阪府〇〇市〇〇660
紀の川市〇〇11	貴志川 次郎（持ち分 1/2） 貴志川 三郎（持ち分 1/4） 貴志川 史郎（持ち分 1/4）	紀の川市〇〇550 紀の川市〇〇550 大阪府〇〇市〇〇660
紀の川市〇〇12	貴志川 次郎（持ち分 1/2） 貴志川 三郎（持ち分 1/4） 貴志川 史郎（持ち分 1/4）	紀の川市〇〇550 紀の川市〇〇550 大阪府〇〇市〇〇660
道	紀の川市	
水	紀の川市	

地番表作成上の注意点

地番表

土地の所在地	土地の所有者等の氏名	土地の所有者等の住所
紀の川市〇〇9-1	那賀 一郎	紀の川市〇〇110
紀の川市〇〇9-2	粉河 太郎	紀の川市〇〇220
紀の川市〇〇10-1	打田 梅子	岩出市〇〇330
紀の川市〇〇10-2	桃山 花子	かつらぎ町〇〇440
紀の川市〇〇10-3	貴志川 次郎 (持ち分 1/2) 貴志川 三郎 (持ち分 1/4) 貴志川 史郎 (持ち分 1/4)	紀の川市〇〇550 紀の川市〇〇550 大阪府〇〇市〇〇660
紀の川市〇〇11	貴志川 次郎 (持ち分 1/2) 貴志川 三郎 (持ち分 1/4) 貴志川 史郎 (持ち分 1/4)	紀の川市〇〇550 紀の川市〇〇550 大阪府〇〇市〇〇660
紀の川市〇〇12	貴志川 次郎 (持ち分 1/2) 貴志川 三郎 (持ち分 1/4) 貴志川 史郎 (持ち分 1/4)	紀の川市〇〇550 紀の川市〇〇550 大阪府〇〇市〇〇660
道	紀の川市	
水	紀の川市	

土地の形質変更の対象となる土地のすべてを記載してください。

○登記事項証明書その他の土地の所有者等の所在が明らかになる書面の内容と相違ないように記載してください。
○土地の所有者等が複数名となる場合は、全員の氏名・住所を記載してください。

○地番のない土地（地図又は地図に準ずる図面の「道」「水」）も記載してください。
○法定外公共物の場合は市町村を、道路法や河川法の適用を受けている公共物である場合にはその管理者を記載してください。

地番図



 土地の形質変更範囲

※地番図作成上の注意

- 法務局で入手した地図又は地図に準ずる図面をもとにして、その内容と相違がないように作成してください。
- 地図が1枚の場合は、その公図に土地の形質の変更範囲を明示していただいで提出していただいても結構です。
- 地図が複数枚に及ぶ場合は、各図の該当する範囲を重ね合わせた図を作成してください。
(もとの地図も提出してください。)
- 地図に準ずる図面が含まれる場合には、当該図面やその他の資料を参考として実際の土地の配置を反映した図を作成して下さい。
(もとの地図等も提出してください。)

土地の所有者等の所在を明らかにする書面について

届出がされた土地について、特定有害物質による土壌の汚染のおそれがあると判断された場合には、その土地の土壌汚染状況調査の命令が発出されます。

届出時点で、調査の命令の相手方を明らかにするために、登記事項証明書その他の土地の所有者等の所在を明らかにする書面が必要となります。

※仮に調査命令が発出される場合には、当該書類に記載された土地の所有者等がその相手方となります。

【重要】土地の所有者等とは

土地の所有者等とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権限を有し、調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるもので、通常は土地の所有者が該当します。

土地の所有者等の所在を明らかにする書面の例

登記事項証明書

→法務局で取得。提出する場合は、概ね3か月以内を取得したものを提出してください。

※登記事項証明書に記載されている土地所有者等が、死亡による相続や売買によって、実際の土地所有者と異なる場合には、別途、実際の土地の所有者等を明らかにする書面を提出してください。

(例1) 実際の土地の所有者による当該土地の固定資産税の支払いを証明する書類の添付

(例2) 土地の所有者の死亡により相続人が土地の所有権を有している場合、戸籍謄本及び住民票の写しなど相続人であることを証する書類

登記事項証明書以外の書面

- ▶ 土地の売買契約書
- ▶ 土地の形質の変更の工事における請負契約書や同意書
- ▶ 道路、河川、法定外公共物など公的施設の占用許可書